

平成26年第10回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年5月30日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

2 協議

- (1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕
- (2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について

3 報告

(1) 教育長報告

教育委員会制度改革案について

臨海学校における実施内容の変更について

練馬区金銭管理対策検討委員会最終報告について

平成26年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

豊玉第二中学校校舎等改築工事の新校舎棟完成時期の変更について

平成26年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について
 教科書展示会の開催について
 指定管理者との協定締結について
 臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業実施について
 区立学童クラブ在籍・待機児童数について
 平成26年度夏休み居場所づくり事業の実施等について
 保育所在籍・待機児童数について
 練馬区グループ型家庭的保育事業（保育所実施型）実施施設の新規開設について
 その他
 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 練馬区立学校における体罰について
 南大泉図書館の自転車駐車場の工事について
 その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 11時55分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
同 副参事（特命担当）	石 原 清 年
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

ただいまから平成26年第10回教育委員会定例会を開催する。
 本日は傍聴の方がお二人お見えになっている。よろしく願います。
 それでは、案件にそって進めさせていただく。本日の案件は、陳情8件、協議2件、

教育長報告 14 件である。

- (1) 平成 19 年陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成 23 年陳情第 4 号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成 23 年陳情第 19 号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成 23 年陳情第 20 号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成 25 年陳情第 8 号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成 25 年陳情第 9 号 都市計画道路補助 135 号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成 26 年陳情第 1 号 都市計画道路補助第 135 号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成 26 年陳情第 2 号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情 8 件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立学校の教育課程の在り方について。この協議案件については、本日、資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。また、追加資料の要求などもあれば、伺う。よろしく願います。

教育長

土曜授業については定着してきたかなと思っているが、まだ解決しなくてはいけない問題の中にスクールゾーンの問題がある。この辺については、この間の関係機関との折衝等々、経過を説明していただけるか。

教育総務課長

土曜授業を始める時も、3警察と交通安全の担当の部署と事前に協議はした。スクールゾーンについては法規制であるということで、土曜日にスクールゾーン規制を実施するためには、やはり地域の方の合意が必要だということ、それから、近隣の区との関係も含めて整理しなければならないということがあって、すぐには実施できない事情があった。土曜授業がスタートした中で、地域の方、保護者の方からの要望もあって、その後も警察とは協議をしていた。警察でも土曜授業が各自治体で増えてきているということもあって、どういう形でできるかについては今検討を進めていただいているといった状況である。法規制については、今検討していただいているところだが、私どもとしても、各町会に、地域の方に土曜日授業があることの周知をして、土曜授業がある場合の車の利用についても、少し配慮していただくというようなお願いもさせていただいているところである。今後、また警察とも協議をして、どのような形で土曜日についてスクールゾーンの確保ができるのか、またさらなる検討を進めてまいりたいと考えている。以上である。

委員長

警察と協議を進めているということ、そして地域の方々のご理解を得るような働きかけもしているということで、今協議が進行中ということだが、ほかにご意見あるか。

教育長

小学校のPTAからも、土曜授業は賛成であると。ただ、スクールゾーンが月曜日から金曜日までになっていることについて、土曜授業のときにもスクールゾーンをしっかりと設置をして、子供たちの安全確保をしてほしいという強い要望が寄せられている。また、私どもとしても、土曜日、スクールゾーンがない中で土曜授業をやることによって、万が一事故でも起きた場合には、子供たちの安全性を脅かす事態になるので、ぜひ一段のスクールゾーン化に向けた努力をしていかななくてはならないということを改めて事務局のほうにもお願いしたい、そう思っている。

委員長

今、教育長から強いご希望を伺ったが、各学校での、スクールゾーンに指定されていないときの対応というのは、どんな現状なのか、分かれば教えていただきたい。

教育指導課長

土曜日については、通常と同様に子供たちは登校している。登校の際には集団登校を行っている学校もあるし、そうでない学校もある。また、教職員等についても、平日と違い、土曜日については子供たちの安全に向けてできるだけ地域の拠点、拠点に出て見守るといったことをやっている学校もある。

下校時については、土曜日は全ての学年が同じ時刻に下校するので、子供たちはできるだけまとまって帰るということに対応しているところである。

以上である。

委員長

学校でも、地域、保護者の方にも、今それなりに対応していただいているが、アンケートの中にも、その対応について負担を感じているようなご意見もあったと思うので、ぜひ、先ほど教育長がおっしゃっていたような方向で進めていただきたいと思う。

安藏委員、何かご意見あるか。

安藏委員

やはりメリットとデメリットを考えていったときには、メリットのほうが多いという感じはしている。土曜授業を行うことによって、その地域とのかかわりに時間がとれなくなってくるとか、いろいろ問題はあがるが、年8回、この回数というのは妥当ではないかと考えている。

委員長

もう一度デメリットのところに戻るが、1つ目の丸のところの「土曜授業の翌週の始めは、児童・生徒の疲労が見られる」ということだが、日曜日は休んでいるかと思うが、どの程度というか、大部分の人がそういうふうに感じているのではないと思うが、実態はどういうことか、もし分かれば、それも教えていただきたいと思う。

教育指導課長

これは教職員の、子供たちの様子を見ての意見としての記載で、そういった声がアンケート等の中に見られた。これまで生活のリズムが、土曜日、日曜日、2日間休みだったのが1日休みということで、子供の生活リズムの面で、休養等を確保する時間が1日減っているためそういった部分が見られるという、教員から見た子供の印象ということになる。

以上である。

委員長

こういうご意見もあったということで解釈してよろしいか。

教育指導課長

そうしたご意見もあったということで、よろしく願います。

委員長

ほかにご意見はあるか。

教育長

年8回ということで、答申の中でも8回が妥当なのではないかということになっているが、ほかの区では11回、毎月、春・夏の休み以外はやっているというところもあるが、この8回にした、残りの3カ月、8月は別にして、4月、5月はどうして入れなかったのか。

教育指導課長

年度当初については、特に4月については、まだ子供たちが進学、また進級し始めた段階で、できるだけ生活のリズムを整えたいということがある。特に4月については、始業式が行われた翌週、すぐにまた土曜日があるが、その段階では休みをとって生活のリズムを確保するというので、4月、年度当初については設定していない。また、年度末、3月についても、子供たちの学習等のまとめのところで、特に卒業に向けてさまざま準備等があるということがあって、こちらについても、土曜授業は行っていない。以上である。

教育長

私も8回ぐらいがいいとは思っているが、ほかの区の状況を見たり、あるいは今後精査をする中で、やっていない月についても可能かどうかの検討はする必要があるかなと思っているので、よろしく願います。

このデメリットの中に、クラブチームの参加のために学校を欠席せざるを得ないという意見があるが、これは実際、結構あるのか。把握はしていないか。

教育指導課長

これは中学校であるが、チームで参加する際に、その生徒が欠席をしてしまうとチーム自体が参加できなくなる場合、クラブチームに迷惑をかけないために、子供が学校を欠席して参加せざるを得ないということが若干見られる。そうした際には、保護者から学校に届け、また担任等に相談をした上で欠席をしているという状況がある。

以上である。

教育長

わかった。

委員長

お聞きすると、そういうこともあるのかという感じを受けたが、ほかにご質問、ご意見あるか。

教育長

まとめになるが、答申では、現在実施している第二土曜日を基本に年間8回程度実施することが望ましいという答申をいただいた。ただ、答申の中にもただし書きがあって、この土曜授業については、状況に応じて検討が必要になる場合もあると付記されているので、私としても、この答申どおり、当面は年8回を着実に実施していくということでもいいのかなと。ただ、ほかの区、世の中の状況というものも十分見定めながら、この土曜授業については検討する時期がくることもあるとは思っている。

以上である。

委員長

今回のメリット・デメリットを比較してみて改めて思ったが、土曜授業についてはかなり狙いも浸透して達成できていて、デメリットのほうは一部がそういう意見、あまり多数の意見ではないのかなという感じがした。メリット・デメリットを考え合わせてみれば、許容範囲という感じがするので、答申のとおりの内容でいいと改めて思った。「土曜授業の在り方について」という答申の中身であるが、それについては一々ごもっともという感じで、大変よく、説得力のある内容になっていると思うので、私もこの意見に賛成だと今のところ考えている。先ほど安藏委員からも同じようなご意見があったが、まだまだこれから継続して話し合いは続けて、最終的に結論を出していただきたいと思うので、今日のところはいろいろ意見をいただいたが、継続ということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、この案件については継続としたいと思う。よろしく願います。

協議(2) 練馬区中学校選択制度の今後のあり方について

委員長

では、次の協議案件である。

協議(2)練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について。この協議案件については、新たに提出されたものである。本日から、練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について協議を始める。本日は、資料が提出されているので説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。また、追加の資料要求などもあれば伺う。

安藏委員

5ページの改善の方向ということで、40人を超えた場合には抽選にすることが望ましいということで上がっているが、この40人は、単純な80人のということではなくて、40人で抽選にするという解釈でいいか。

学務課長

今現在、各学校受け入れ可能人数を40人としている。学校施設の状況等もあるので、学校によっては受け入れ人数を30人であるとか20人とする年がある。その際、抽選をどの線で引くかということで、これまで運用上、40人の場合は、希望者が80人を超えた場合、30人の場合は60人を超えた場合に抽選にするということで運用してきた。最大で40人の枠のところを80人までは抽選をしないで受け入れられるという状況が発生している。そのことがほかの学校への影響が大きいということで、今回、この改善の方向の中では、受け入れ可能人数を40人、あるいは10人、20人とした場合、その人数に対して、それを超えたら抽選をしてはどうかということで例示として挙げられたものである。

委員長

私の確認したかったところもそこである。今までの経過を見ると、最大40という受け入れ枠があるということで、40を超えて受け入れたケースはなかったように思うが、それはいかがか。40人以上受け入れた学校があったかどうかということである。

学務課長

そういった学校もある。

教育振興部長

2ページを見ていただきたい。生徒数の差と小規模校対策の、8行目であるが、B校では、選択制度により入学した生徒が47名となっているから、40名を超えて受けていた例がある。先ほどの40名を超えた場合は抽選することが望ましいというのは、何しろ40名しか最大でも入れない、41とか42はやめましょうという考えのもとにこの文章をつくってある。今は、国公立に進学する子供たちの状況を見ながら、80人までだったら大体40人になると、こういう形でやっている。実際開けると歩留りが悪くて、47とか50とかの子供が入ってきてしまう。要するに、その学区域の子供よりもっと多くの子供が周りから集ってしまう、そういう実態は出てきているということである。

委員長

2ページにある今のやり方で人数が確保できる学校もあれば、これでいくと多く入り過ぎて困るような状況になる学校もあると今お聞きして理解した。

ほかにご質問はあるか。

教育長

3ページに、選ぶほうと選ばれるほうとの意識の差がすごく明確に出ているが、これは検証委員会ではどんな意見だったか。何かそういうやりとりはあったか。

学務課長

アンケート結果を説明した際に、やはりこの部分が課題であると各委員の認識は一致をした。特に保護者からの意見では、学校が懸念をしているその課題について、解消していかなければいけない部分、していけるのかどうかという部分がポイントになるだろうということであった。一方、学校側のほうとすると、多くの小学校から生徒が集ってくるという状況から、小学校との連携であるとか、遠くの地域のこの情報収集がしにくいというところが懸念材料として大きいということを上げていて、具体的にその差がどのように縮められるかというところの深い議論までには至っていないが、結果として、こういったところになっている。

教育長

学校、いわゆる教員の皆さんの印象としては、継続はちょっと問題だということであったと思うし、具体的に、例えば教育活動の影響ということで、5ページに図6であるが、ここで一番多かったのは、学級数が直前まで決まらないので新年度体制が固まらないうと、非常にやりづらい、ということが学校の先生方が一番多い理由として学校選択制の教育活動への影響ということで挙げられているわけだが、仮に選択性がなかったら、この辺は変わってしまうのか。もっと前もってわかるのか。

学務課長

選択制がなかった場合の学級編制においては、前年の10月1日に学齢簿搭載者数というものをまとめ、その数によって推定をしていくということになる。それに転入、転居、それから指定校変更、区域外指定の入学者を類推して数を確定して学校編制に向けていくという作業になる。ここに選択制度が入ることで、この1つの部分が並列して行われるという状況が発生するところがある。それと同時に、国、私立に行く入学者も、学区域の生徒に対してもあるし、選択制度で希望する生徒の中にもあるということで、その二重の部分が存在するという点については、学校側としては懸念である。

教育振興部長

選択制度がある、なしにかかわらず、4月1日の学級数が決まらないというのは、同じである。今現在は、選択制度をやってから、8条制度を始める。選択制度ある、なしにかかわらず、学級数の決まらない要因はあるが、学校にとっては決まらない要因が1つ増えるということの負担感があると思う。いずれにしても、選択制度あり、なしによらず学級数が決まらないというのは、どっちみち変わらない。転入で1人増えれば、1学級増えることもありますから。そういう意味では、ある、なしにかかわらず、学級数の新年度体制が固まらないという要因は常にあるということをご理解いただきたい。

委員長

ご意見はあるか。

安藏委員

8条申請の件だが、8条申請の場合は、それぞれの理由があって申請することだろうと思うが、早い時期から8条に関しては検討するということとはできないのか。

副参事（特命担当）

8条申請については、ほかの区でも選択制と別にやっている区もあるようなので、他区の例を研究しながら、早める方向を検討していきたいと思う。

委員長

ちょっと話を戻して、選択制のために学校運営の支障が来すという、先ほどの話の実態はどうかということであったが、今お答えの中で、それは1つの要因であって、それだけで遅れているわけではないというご説明があった。それは答申の中の4、5ページのところの、4ページの下 番のところから5ページのア、イ、ウ、エというように幾つかの項目が挙げられているところで、このようなご説明があったので、私は、なるほど、そういうことかと納得したところである。それがある、なしにかかわらず、学級がぎりぎりまで決まらない要素はほかにもあるということで、1つ減れば、少し負担感が減るという考え方があるということであった。そのことについてはよろしいか。

今、8条申請のことが出てきたが、質問だが、6ページの中ほどから下、選択制度を停止する場合には8条申請でという考え方が示されているが、私もこれも1つの考え方だと考えている部分もある。これは実際問題として、選択制という制度はなくして、8条申請の基準を緩やかにすることで保護者や生徒の希望を吸い上げつつ、小規模になってしまう学校の課題の歯止めをかけることが、8条申請の考え方を変えることによって可能になるのか、ならないのか。ここでは提案のような形でとどまっているかと思っただが、実際のところ、その話し合いはどこまで、どんなふうに行われたのか教えていただけたらと思う。

学務課長

記載のとおり、停止した場合の、生徒や保護者の尊重という部分では、8条申請の承認基準を検討する必要があるということがあった。今現状の8条申請の承認基準の中に、ない項目として、学校の特色を希望するという部分、そういったものは該当がない。他区の事例であると、その部分を8条申請の承認基準に入れて、ただし、きちんとその理由を書いていただくとか、ご本人が希望する理由を明らかにして申請をするという自治体もあった。選択制度を停止した場合の措置として、その部分を入れたということもあった。一方で、検証委員会の中では、その申請を緩くしてしまうと、8条申請の意味自体が崩れていってしまうというところがあるので、そこは慎重に検討する必要があるとご意見をいただいたところである。

委員長

世の中の状況が変わってきたことによって選択制というのが導入されたので、8条申請そのものの意味も崩れざるを得ない部分があるという考え方も逆にあるかと思うが、そのことによって事務手続きが大変というか、とても対応しきれないような状況が予想されるのかどうか、そんな話はあったのか。

学務課長

8条申請の件数の推移だと、平成17年から選択制を導入しているが、前年の16年度は713件あった。1回目の選択制度を導入した年の17年度は59件で、これも少しずつ増えてきていて、25年度が119件となっている。一方、選択制度の希望の件数については、多いときで1,400件を超えている。今年度も1,200件を超えており、1,200から1,300件の間の数値となっているので、仮にこの方々が8条申請すると、1,400件程度が上がってくると考えている。それに対応するための仕組みの工夫も必要であろうかと考えるが、8条申請の内容の審査も慎重にしていかなければいけないので、人員確保もある程度必要だとは考えている。

教育振興部長

選択制の場合には、違う学校を選ぶ理由を問わずに選択できる。8条申請の場合は、今でもそうだが、窓口で話を聞いて、保護者の申し立てによって相当の理由があると教育委員会で認めた場合に指定校を変更できるというハードルがある。相当の理由というのは各教育委員会で作っているが、それに当てはまるか、当てはまらないかというやりとりは結構ハードである。仮に選択制度をなくしてある一定の要件をつけ加えたときに、それが本当に相当の理由になるのかという審査が相当延び、保護者からのクレームも相当あるだろうと思っているので、事務的には大変な作業になると思っている。数量的にも相当増えると思う。

委員長

というのは、選択制の導入の目的に、各学校の活性化という面もあったと思う。保護者や生徒のニーズというのももちろんあるが、活性化という意味においては、開かれた学校とか特色ある学校といったことは、かつてに比べれば、現在の学校現場では、大変、学校も教職員も意識が高まっていて、一定の目的は達していると思う部分もあるし、答申中の自由意見のところにもそんな意見もあった。保護者のニーズをどこまで受け入れるか、生徒のニーズをどこまで受け入れるかということについてかなり絞っていくとすると、8条申請が少し拡大することによって、ほかの課題がクリアできる部分もあると考えてご質問させていただいた。今のご説明で、実際にやると大変だということではあるが、他の区で先行して実際にやっている区もあるということなので、そういった区の状況等も今後も情報をキャッチしていただいて、教えていただいたりすると、今後の検討の役にも立つかなと思うので、資料提供ということで、もう少し詳しい内容がわかれば教えていただきたいと思うが、いかがか。

学務課長

先ほど申し上げた自治体も含めて、状況を把握して資料を出したいと思う。

委員長

よろしく願います。

ほかにご意見、ご質問はあるか。

教育長

4ページの一番上であるが、教員の意識としても60.9%が「噂や風評等により学校を選択している場合が多くなる」と感じているというアンケートの結果が出ているわけだが、この辺については、実は第1回の検証委員会の中でもかなり問題になっていて、ここにも情報発信の工夫を求められているが、検証委員会の中でこの辺のところをクリアするための提案みたいなものはなかったのか。

学務課長

学校公開日の拡大ということで、学校でもかなり日数をこの間増やしてきていただいているが、会議の中で、土曜授業の日を公開日としているが、実は小学校も同じ土曜授業があるので、行きづらいというところがある。それと、学校案内の冊子であるとか、ホームページも充実をしてきているが、生の生徒の声や生の保護者の声を聞きたいという保護者からの意見もあって、今後それをどのように学校として取り組んでいくのか検討してもらいたいというご意見もあった。

委員長

ほかにご意見あるか。

先ほど保護者や評議員の方々の継続についての賛成は49.3%、48.7%と約過半数ぐらいが賛成。教員の側が逆に20.4%が賛成ということで、正反対の結果になっているという話があったが、1,000人を超える希望が現在もあるということだと需要は大変高いし、それなりの実績も残しているということを考えると、選択できるという形は何らかの形で残していく必要があるのかなと私も考えている。いろいろ改善すべき点は、今の教育長のお話のように、何によって選択をするかなど、学校側がもう少し努力しなければいけないようなところもたくさんあるかとは思いますが、選択という形は現在のところ継続していくという形がいいと、私も考えているところである。

今後、これからももう少しこの協議を重ねていって、結論は出していきたいと思うので、今日は皆様からご意見をいただいたところで打ち切りにして、次回以降、また続けていきたいと思うが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

教育委員会制度改革案について

臨海学校における実施内容の変更について

練馬区金銭管理対策検討委員会最終報告について

平成26年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

豊玉第二中学校校舎等改築工事の新校舎棟完成時期の変更について

平成26年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について

教科書展示会の開催について

指定管理者との協議締結について

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業実施について

区立学童クラブ在籍・待機児童数について

平成26年度夏休み居場所づくり事業の実施等について

保育所在籍・待機児童数について

練馬区グループ型家庭的保育事業（保育所実施型）実施施設の新規開設について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

練馬区立学校における体罰について

南大泉図書館の自転車駐車場の工事について

その他

委員長

それでは次に、教育長報告である。

教育長

今日は多くて14件ほどある。よろしく願います。

委員長

それでは、報告の1番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

委員の皆様のご意見、ご質問があったら願います。最後の方にご説明をいただいた、教育長の任期満了までは従前の例により在職するというのが1ページのところに書いてあるが、そのことであるか。

教育総務課長

そうである。

委員長

具体的には、練馬区の場合はどういうふうになるのか。

教育総務課長

今、教育長の任期が平成29年10月28日までになっているので、そこまでは現在の形で、1年ごとに委員長を選任するという形で進むということになる。任期が切れた段階で、今度は区長が、委員長と教育長を統合した新教育長を選出するという形になる。

教育振興部長

今回、新区長になったが、教育委員の任命権は区長が持っている。今、29年までは今の体制と言っていたが、これは新区長がどのように判断をしていくかという任命の部分もあるので、今の体制が続くとしたらという前提でお話をしたということでご理解ください。

委員長

それに準じて委員も、現在の任期でという……。

教育総務課長

今の委員の方は、今の委員の任期でそのままいていただく形になる。また任期が切れたときには、これまでと同じように議会の同意をいただいて、任命されるという形になる。

委員長

わかった。

それでは、次の報告の2番についてお願いします。

教育総務課長

資料にもとづき説明。

委員長

ご意見やご質問はあるか。

参考までに教えていただきたいが、この人材不足というのは、単純に人数が不足なのか、業務内容がとても大変なのでやっていただける方が少なくなってしまうということなのか、その辺はどうか。

教育総務課長

その両面があろうかと思っている。特に7月中については、体育関係の大学生について

ては試験の時期で、なかなか7月中はそういった人材が集まりづらいというのがあるのと、あとは、遠泳はかなり歴史があって、それなりのきちんとした体制でやっているが、なかなか泳力のある人の確保であるとか、そういったものが厳しいというところもあって、両面の中で対応しかねるというところがあった。昨年も急遽、事業者を変えた中で、7月には、こちらが求めていた人材がそろわなかったといった事態もあって、安全確保のために、安全監視体制を増やすために人員を、配置体制を増やしたところがあるが、それが事業者のほうにも負担があるというのが、ここをやってみてわかっている。ただ、人員を減らすというのなかなか厳しいところがあるので、そのあたりはどういった形で安全確保ができるのか検討してまいりたいと思う。

委員長

学校の教育活動の中にはさまざまあるが、特に海の臨海学校は大変危険を伴う、安全に対して万全を期さなければならぬ活動であると思うので、今回の措置は、安全第一ということを考えればやむを得ないというふうに、これを読ませていただいて感じた。岩井では遠泳は実施せず、泊数も1日減ったということで、ちょっと残念な気もするが、今事情をお聞きして、やむを得ないと思う。今後の見通しとしても、今の人材不足ということはなかなか解消されにくいという印象も受けたが、その辺のところは今後の課題だと思うが、何か今、特にお考えがあったら教えてください。

教育総務課長

地震の前と後ではかなり人材は、十分確保したが、実際現地に行ってみると、ちょっと多すぎるくらいでもないわけではないので、そのあたりで、必要な部分を精査すると、現在は海でそのまま泳がせているが、うねりがきたとか、乱流があったといったときに、それだけでは救助しきれないところもあるので、レスキューチューブであるとか、そういった安全器具を身につけながら泳ぐということも一つ念頭に置いて、より安全な体制をとりながら、遠泳という、海に親しむ訓練ができればと思っているところである。

委員長

7月21日から早速開始されるようであるが、安全で実りのある臨海学校となりますよう、準備方、よろしくお願ひしたいと思う。
それでは、ほかにご意見、ご質問なければ、次にいく。
報告の3番について、よろしくお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願ひする。

教育長

中間報告でもう既にお話をした中身であるので、いずれにしても、最終報告を受けてガイドラインを徹底してやっていくこと、こういう事故は二度を起ささないようにすることが大事であるので、これができるから安心するのではなくて、この中身を十分各学校に周知をして、各学校が自分のものとして、管理について、改めてしっかりやってもらうように、教育委員会としてもバックアップも含めてこれからもやっていきたいと、そのように思う。

委員長

よろしいか。私も報告書を読ませていただいたが、事故の検証をしっかりと行った上で金銭管理対策が十分検討されて、管理方法は大変厳密になっていると感じた。今、教育長の話もあったように、各現場部署では、二度とこういうことが起こらないように、この報告書を十分活用して適切な対応を図ってほしいと思っている。

ほかにご意見なければ、次の報告に行くが、よろしいか。

それでは、報告の4番についてお願いします。

学務課長

資料にもとづき説明

委員長

委員のご意見、ご質問をお願いします。

それでは、報告ということで、特にご質問がないということでよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、次の報告の5番についてお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願いします。外部的な要因で遅れるということで、やむを得ないことだと思う。学校としては、何カ月か遅れることはいろいろと支障があるかと思うが、それにあわせて動くしかないというふうに思う。

よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、次の報告にいきたいと思う。報告の6番、願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問があったら願います。中学生という本当に多感なときに海外派遣に参加できることは本当に貴重な体験になると思う。そしてまた、研修内容も大変充実していて、毎年感じるのは、この事業はなんてすばらしい事業だろうと感じている。しかし、日本を離れて子供たちの命を預かるという事業は大変責任も大きいものである。関係者の方々は、大変ご苦労は多いかと思うが、どうぞ安全管理を十分にいただき、実りのある事業となるよう、成果を上げていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、次の報告にいきたいと思う。報告の7番について願います。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見あるか。今年から会場が変わったが、よろしくお願いいたします。次の報告にまいる。報告の8番について願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見あったら願います。

参考までに教えていただいてもよろしいか。15ページの第2条のところに、精算費と固定費とあるが、その中身について教えていただけたらと思う。

光が丘図書館長

精算費というのは、例えば光熱費とか、毎年度、最後、年度末に精算をさせていただくものである。予算上この金額であるが、年度末に精算をさせていただくものである。固定費というのは、維持管理費以外のもので、人件費とか事業運営費とか、そういったものを含めて、この金額は年度で固定をしている金額である。

ご説明は以上である。

委員長

ありがとう。

ご質問はほかにあるか。特にないようなので、次の報告にいきたいと思う。

報告の9番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見あるか。特になければ次の報告に行く。
それでは、報告の10番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

教育長

これだけ待機児童がいるということは大変重要、重大なことだと思っている。今説明があったが、一方で空いている施設も存在しているということであるが、この待機児を出している学童クラブと空いている学童クラブというのは、結構固定化しているのか。毎年それぞれ違うのか。

子育て支援課長

待機が発生している学童クラブと、ある程度空いている学童クラブ、ある程度固定化しているのが率直である。年度別の数は変わっているが、概ね傾向としてはあるので、私どもとしては、特に待機の発生する学校については、その待機児解消に向けて具体的な取り組みを検討してまいりたいと考えているところである。
以上である。

委員長

3つ教えていただきたいと思うが、学校内の学童クラブというのは、設置数は何校なのか。今後、増やしていく可能性があるのかどうか。

2つ目は、児童館は学校より空きが多いのはなぜかということ。

3つ目としては、この一覧表の並び順は、どういう並びになっているのかと思った。というのは、後半の部分のところ、受入上限が60と大変多くて、前のほうはそれよりも少ないところが多いが、何かこれは意味があってこういうふうになっているのかどうか。その3点を教えてください。

子育て支援課長

今現在の学童クラブは92である。そのうち小学校内にあるのが50カ所。ただ、その50カ所についても、教室等を活用しているのが9カ所、敷地内に別棟で建てている

のが41カ所、こういう状況である。

それからあと2番目である。児童館の学童クラブが割合空いている傾向が多いということであるが、当然のことながら児童館であるので、学校からちょっと離れているということがあがる。最近の傾向であると、学校の中にある学童クラブの人气が非常に高いという状況がある。それは安全・安心の関係で、通う距離が短いということで学校内の人气があって、どちらかという、そちらが多くて、少し離れている児童館のほうが空いているというのが全体の傾向としてあると思っている。

それから、この一覧表の並び順であるが、基本的には、行政上、まず児童館がきて、学校の学童クラブも、基本的にできた順に並べている。最後のほうの、3ページの中段よりやや上の300番の谷原あおぞら学童クラブから下については、直営ではなくて民間事業者へ委託をしている学童クラブということで、民間事業者の学童クラブについては、基本的に受入上限が60ということで運営業務をしているので、こんな形になっているところである。

以上である。

委員長

わかった。

ほかにご質問あるか。空きがありながらも、全体でいうと待機児が出ているということで、これからまた工夫が必要かと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

次の報告、11番についてお願ひする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見あったらお願ひする。

安蔵委員

この実施校というのは、今後ますます校数が増えるという形なのか。

子育て支援課長

夏休み居場所づくり事業であるが、これについては、今年度3校増やして6校にしたが、今後も拡大をし、いずれ全校展開できればと考えているところである。

委員長

よろしいか。

安蔵委員

何年ぐらいを目標に考えているのか。

子育て支援課長

今現在、第二次練馬区放課後子どもプランという計画があって、この中で、これは今年度までの計画であって、今年度まで6校程度ということでお示しをしまいた。この計画そのものが今年度で終わるので、来年度以降、この後継計画を検討する中で、実施、校数、手順等については具体的に検討してまいりたいと考えているところである。

委員長

ほかによろしいか。

それでは、次の報告に移る。報告の12番、願います。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、委員のご意見やご質問をお伺いする。

先ほどのご説明で、平成27年の4月1日ときにはゼロになるだろうというお話であったが、今年度中に定員がもう少し増やされるということで、そのようなことが予想できるということか。

保育課長

1,300人分つくれば、今年度と同じ申し込み者数があっても、算定してみたところ、ゼロになると考えている。また、1,300人をつくるという方針を決定した後、光が丘のあかね幼稚園の跡地を保育所として活用するということにもなった。これですらに100人程度の定員の上乗せができると考えている。1,300人でも待機児童数はゼロとなると思っているが、さらに100人上乗せするというので、より万全な体制になるかと考えている。

委員長

大変思い切った、1,300人という大きい数の施策を組んでいただいたので、27年4月には待機児童がゼロという状況になれば、本当にいいことだと思う。ただ、新聞報道でも出ているが、待機児童がゼロになった時点で、潜在的なニーズを掘り起こされるような形でまた待機児童が出てしまうという自治体もあると報道されているので、年度年度で追っていただくだけではなくて、長期的なものとか、また、違う視点からの待機児童の解消を図ることがとても大事だと思うが、その辺のところは、事務局または教育長はどんなふうにお考えになっているのか、願いたい。

こども家庭部長

委員長のおっしゃるように、私どもは特に、この状態を是正するために、保育園の増設によって何とかやってきたところである。しかしながら、一方では、私どもは今後、保育園の増設はもとより、家庭で保育をされている在宅の子育ての方々、また一方で、幼稚園等の、いわゆる3歳になったら幼稚園に通うような方々についても、ある意味で

は、子育ての一翼を担っていただくというようなことが必要で、そういうものを総合的にやりながら、保育の充実だけでなく子育て支援の充実を図り、また一方で、それが待機児解消にも寄与するものと思っている。したがって、従来、どうしても、ある意味では、お尻に火がついたようなところあるので、一番の特効薬として保育園の増設を図ってまいったが、それに限らないさまざまな手法を用いて、総合的な意味から子育て支援の充実を図っていきたいと思っている。新制度に向けて保護者等のニーズ調査も行ったところであるが、必ずしも保育園のみではない、3歳になったら幼稚園の教育サービスを受けたいというような利用意向のある保護者も相当数おられて、そういった意味では、多チャンネルをご用意、ご提供できるものというふうに考えているところである。以上である。

委員長

ありがとう。今、総合的な、長期的な考え方も教えていただいたので、どうぞそういう方向でやっていただけたらと思う。よろしく願います。

それでは、報告の13番について願います。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見あるか。

なければ、次の報告に行く。

その他の報告をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見あるか。

その次のその他の報告をお願いする。

教育指導課長

練馬区立学校における体罰について、口頭にて説明させていただく。練馬区教育委員会では、平成25年12月に暴力による体罰、精神的、肉体的苦痛を感じる体罰の疑いのある事例について、各小中学校で全ての児童生徒への質問調査及び全ての教員に対する校長による聞き取り調査を実施した。また、12月以降に発生した体罰等についても報告をしていただいた。平成26年4月にその結果をまとめ、東京都教育委員会に報告したところである。平成25年度間に体罰のあった学校は、小学校3校、中学校2校の、合わせて5校である。

なお、この体罰があったと認められる事案については、発生後、関係の児童生徒また

保護者等に謝罪するとともに、当該の教員に対して厳しく指導をしたところである。

今回、東京都教育委員会では、平成25年度に発生した都内公立学校における体罰等に対する実態調査の結果を5月22日に公表したが、その中に記載のある、本区における体罰の状況については、資料を取りまとめて次回の委員会で詳しく報告をさせていただく。

説明は以上である。よろしく願います。

委員長

発表のあった資料をもとに次回詳しくご説明いただくということであるので、今日はここで伺ったということで終わりにしたい。

では、その次の報告をお願いします。

光が丘図書館長

平成26年2月24日の教育委員会で、25年度予定しておりました南大泉図書館の自転車駐車場等の整備工事について、入札不調によって工事の延期についてご報告させていただいた。26年度に改めて予算計上して、一般入札により工事事業者が決まり、5月20日から8月下旬にかけて工事をし、整備する予定である。

口頭であるが、報告は以上である。

委員長

何かご意見、ご質問はあるか。

その他の報告はあるか。ないようである。

それでは、以上で、第10回教育委員会定例会を終了する。